

旅客取扱関係規程類集 8 割引関係 ①身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて【新旧対照表】
 【2024 年 10 月 1 日より適用】

改 正（案）		現 行	
① 身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2021. 3. 13 改正 2021. 4. 1 改正 <u>2024. 10. 1 改正</u>		① 身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2021. 3. 13 改正 2021. 4. 1 改正	
標記について下記のとおり取扱う。		標記について下記のとおり取扱う。	
1. 割引の取り扱いをする身体障害者の範囲 〃（現行どおり）		1. 割引の取り扱いをする身体障害者の範囲 〃（省 略）	
3. 割引取扱区間		3. 割引取扱区間	
4. 割引乗車券の発行方 （1）普通乗車券 券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に身体障害者手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には <u>身体障害者には(障)、介護者には(介)と表示する。</u>		4. 割引乗車券の発行方 （1）普通乗車券 券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に身体障害者手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には <u>次の表示をする。</u> <u>① 身体障害者が介護者とともに乗車する場合</u> <u>身体障害者には(障)、介護者には(介)と表示。</u> <u>② 身体障害者が単独で乗車する場合</u> <u>身体障害者に(身)と表示。</u>	
（2）回数乗車券（現行どおり） （3）定期乗車券（現行どおり） （注）身体障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。		（2）回数乗車券（省 略） （3）定期乗車券（省 略） （注）身体障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。	
5. 割引乗車券の種類および割引率		5. 割引乗車券の種類および割引率	
第1種身体障害者	単独	普通	<u>〇片道 101 キロ以上旅行のとき</u> 5 割引
		回数券	×
		定期	×
	介護者つき	普通	〇身体障害者・介護者とも 5 割引 〇身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は 5 割引
		回数券	〇身体障害者・介護者とも 5 割引 〇身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は 5 割引
		定期	〇身体障害者・介護者とも 5 割引 〇身体障害者が小児の場合は介護者のみ 5 割引 〇身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注)身体障害者には、通勤又は通学定期券を発売するが介護者には通勤定期券に限り発売する。
	単独	普通	<u>〇片道 101 キロ以上旅行のとき</u> 5 割引
		回数券	×
		定期	×
第2種身体障害者	単独	普通	×
		回数券	×
		定期	×
	介護者つき	普通	×
		回数券	×
		定期	〇身体障害者が小児の場合は介護者のみ 5 割引 〇身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は 5 割引 (身体障害者が大人の場合は割引をしない。)

※下線部が改正箇所。

旅客取扱関係規程類集 8 割引関係 ①身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて【新旧対照表】

【2024 年 10 月 1 日より適用】

改 正（案）	現 行
6. 乗車券の効力 身体障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。 7. 身体障害者手帳の携帯 （現行どおり） 9. 報告方 <u>10. 身体障害者が単独で旅行できる場合の取扱い</u> <u>（削 除）</u> 附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕	6. 乗車券の効力 <u>身体障害者が単独で旅行できる場合を除き</u>、身体障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。 7. 身体障害者手帳の携帯 （省 略） 9. 報告方 <u>10. 身体障害者が単独で旅行できる場合の取扱い</u> <u>身体障害者が単独で当社線と西日本線（連絡運輸区域内）を通じて片道 101 キロ以上旅行するため、普通券購入の際、身体障害者手帳を呈示したときは、5 割引により割引乗車券（普通券）を発売する。</u> 附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕

※下線部が改正箇所。

旅客取扱関係規程類集 8 割引関係 ②知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて【新旧対照表】

【2024 年 10 月 1 日より適用】

改 正（案）	現 行
② 知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2020. 3. 16 改正 2021. 4. 1 改正 2022. 2. 25 改正 <u>2024. 10. 1 改正</u> <u>標記について下記のとおり取扱う。</u> 1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲 （現行どおり） 3. 割引取扱区間 4. 割引乗車券の発行方 （1）普通乗車券 券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に療育手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には<u>知的障害者には(障)、介護者には(介)と表示する。</u> （2）回数乗車券 （現行どおり） （3）定期乗車券 （現行どおり） （注）知的障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。	② 知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2020. 3. 16 改正 2021. 4. 1 改正 2022. 2. 25 改正 <u>標記について下記のとおり取扱う。</u> 1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲 （省 略） 3. 割引取扱区間 4. 割引乗車券の発行方 （1）普通乗車券 券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に療育手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には次の表示をする。 ① <u>知的障害者が介護者とともに乗車する場合</u> <u>知的障害者には(育)、介護者には(護)と表示。</u> ② <u>知的障害者が単独で乗車する場合</u> <u>知的障害者に(療)と表示。</u> （2）回数乗車券 （省 略） （3）定期乗車券 （省 略） （注）知的障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。

※下線部が改正箇所。

改

正（案）

5. 割引乗車券の種類および割引率

種 別	乗車券	割 引 内 容			
第1種知的障害者	単独	普 通	×		
		回数券	×		
		定 期	×		
	介護者つき	普 通	○知的障害者・介護者とも 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引		
		回数券	○知的障害者・介護者とも 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引		
		定 期	○知的障害者・介護者とも 5 割引 ○知的障害者が小児の場合は介護者のみ 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注) 知的障害者には、通勤又は通学定期券を発売するが介護者には通勤定期券に限り発売する。		
			普 通	×	
			回数券	×	
		第2種知的障害者	単独	定 期	×
				普 通	×
回数券	×				
介護者つき	定 期		○知的障害者が小児の場合は介護者のみ 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (知的障害者が大人の場合は割引をしない。)		

6. 乗車券の効力

知的障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

7. 身体障害者手帳の携帯

〃 (現行どおり)

9. 報告方

10. 知的障害者が単独で旅行できる場合の取扱い

(削 除)

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

現 行

5. 割引乗車券の種類および割引率

種 別	乗車券	割 引 内 容			
第1種知的障害者	単独	普 通	○片道 101 キロ以上旅行のとき 5 割引		
		回数券	×		
		定 期	×		
	介護者つき	普 通	○知的障害者・介護者とも 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引		
		回数券	○知的障害者・介護者とも 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引		
		定 期	○知的障害者・介護者とも 5 割引 ○知的障害者が小児の場合は介護者のみ 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注) 知的障害者には、通勤又は通学定期券を発売するが介護者には通勤定期券に限り発売する。		
			普 通	○片道 101 キロ以上旅行のとき 5 割引	
			回数券	×	
		第2種知的障害者	単独	定 期	×
				普 通	×
回数券	×				
介護者つき	定 期		○知的障害者が小児の場合は介護者のみ 5 割引 ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は 5 割引 (知的障害者が大人の場合は割引をしない。)		

6. 乗車券の効力

知的障害者が単独で旅行できる場合を除き、知的障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

7. 身体障害者手帳の携帯

〃 (省 略)

9. 報告方

10. 知的障害者が単独で旅行できる場合の取扱い

知的障害者が単独で当社線と西日本線（連絡運輸区域内）を通じて片道 101 キロ以上旅行するため、普通券購入の際、療育手帳を呈示したときは、5 割引により割引乗車券（普通券）を発売する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

※下線部が改正箇所。